

東大阪市食育推進計画

目 次

． 計画策定の趣旨	1
． 東大阪市の食をめぐる現状と課題	
1． 健康分野	2
2． 食品衛生分野	5
3． 生産分野	6
4． 保育分野	8
5． 教育分野	12
． 東大阪市の食育基本コンセプト	15
． 食育の取組み方向と目標	
1． 市民が取り組む食育推進 - 家庭における食育 -	16
2． 保育所（園）における食育推進	17
3． 学校等における食育推進	19
4． 地域における食育推進	20
5． 生産分野における食育推進	22
6． 関係団体における食育推進	23
7． 食育推進運動の展開	27
8． 食文化の継承活動および支援	29
9． 食の安全・安心に関する情報提供の推進	29
10． 目標値	30
． 推進体制と進行管理	
1． 推進体制	32
2． 進行管理等	32
． 用語解説	33

・ 計画策定の趣旨

私たち人間が生きていくうえで、食は欠かすことのできないものです。健康な心身と豊かな人間性を育み、生きていく力を与えてくれるとともに、様々な楽しみや喜びを与えてくれます。

しかし近年は、栄養バランスの乱れや不規則な食事、食に対する意識の低下、さらには食料自給率が低下する一方、食品廃棄や食料資源のロス、食文化の継承の困難性などの問題が生じています。その結果、栄養の偏りや食生活の乱れによる肥満、生活習慣病の増加、食事性アレルギーの発生の増加などが引き起こされています。

また、都市部においては農産物が育っている様子を見る機会が減少し、生産者と消費者の思いのズレが生じています。反面、食に関する情報はますます氾濫しており、正しい情報を適切に共有することが大切です。

このような中、国は平成 17 年 7 月、食育についての基本理念を明らかにし、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的として「食育基本法」を施行し、国、地方公共団体、国民の役割等について明らかにしました。この法律の中で国は「食育推進基本計画」を作成することとし、平成 18 年 3 月に策定しました。地方公共団体においてはその地域の特性を生かした食育推進計画を定め、計画的に食育を推進することが求められています。

東大阪市では平成 18 年度から、食育に関係する各課の実務担当者による食育関係担当者連絡会を開催してきました。それまで各課がそれぞれに行っていた食育関係事業について情報交換を行ない、連携をとり、効果的な事業が進められるようになりました。例えばそれぞれの専門を生かして講演会や勉強会の講師を務めたり、地産地消を目的に生産者との調整を行ない給食材料の調達が可能になったり、食育イベントの内容に広がりが見られるようになった、などです。

このような状況のなか、東大阪市においても市民が性別、年代に関係なく誰もが食育について取り組み、健康で豊かな生活を送ることができるよう食育の総合的な推進を図るため、東大阪市食育推進計画を作成しました。この計画の策定のために市民関係団体からの推薦をうけた代表者、市民公募者および学識経験者等からなる「食育推進計画策定のための懇話会」を組織し、幅広い市民の声をお聞きしました。今後もこれらの会議を生かしながら、情報の共有を行い、市民の声を聞きながら、この東大阪市食育推進計画にもとづき、より効果的に事業を推進していきます。

なお、本計画は食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけるとともに、「東大阪市第二次総合計画」や「東大阪市健康増進計画（健康トライ 2 1）」など関連する計画と整合性を図りつつ、食育を具体的に推進するための行動計画とします。また、期間は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とします。

．東大阪市の食をめぐる現状と課題

1．健康分野

- 高い朝食欠食率 -

全国では、朝食の欠食が成人男子に多く見られています（図1）。東大阪市では、特に青年期においては「朝食をほとんど食べない」人が38.5%もいる状況です（図2）。中学2年生で「朝食をほとんど食べない」生徒は19.7%であり、小学3・4年生では8.3%となっています。成長とともに「朝食をほとんど食べない」割合が増えていくのは全国と同じ状況ですが、特に小・中学校における朝食欠食率は全国に比べると高い状況にあります。朝食の欠食は、午前中に頭や体を動かすエネルギーが得られないばかりでなく、栄養素摂取の偏りのリスクを高める要因となることが確認されています。さらに幼稚園児においてさえ「朝食をほとんど食べない」の回答が1.7%もあることは、生活習慣の確立に重要な時期であるだけに問題といえます。朝食をきちんと食べる習慣をつけることはとても大切です。

図1 全国の朝食の欠食状況

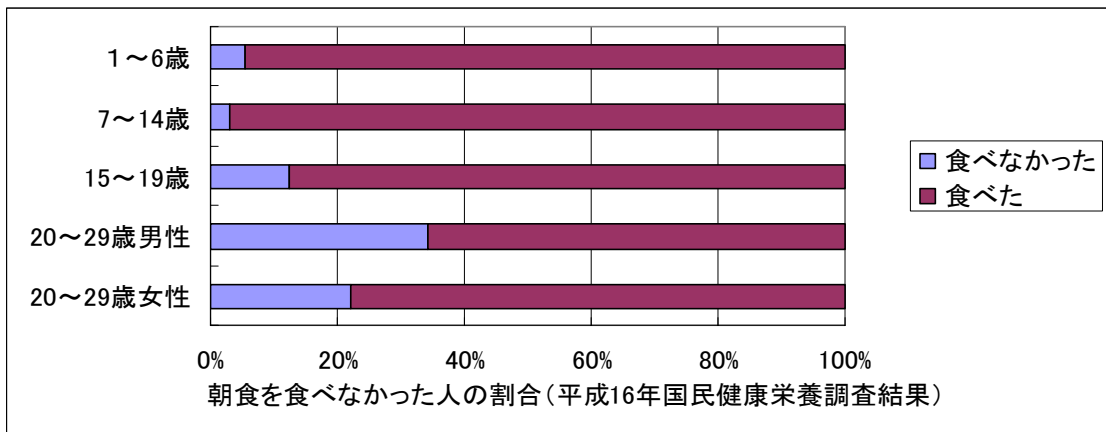
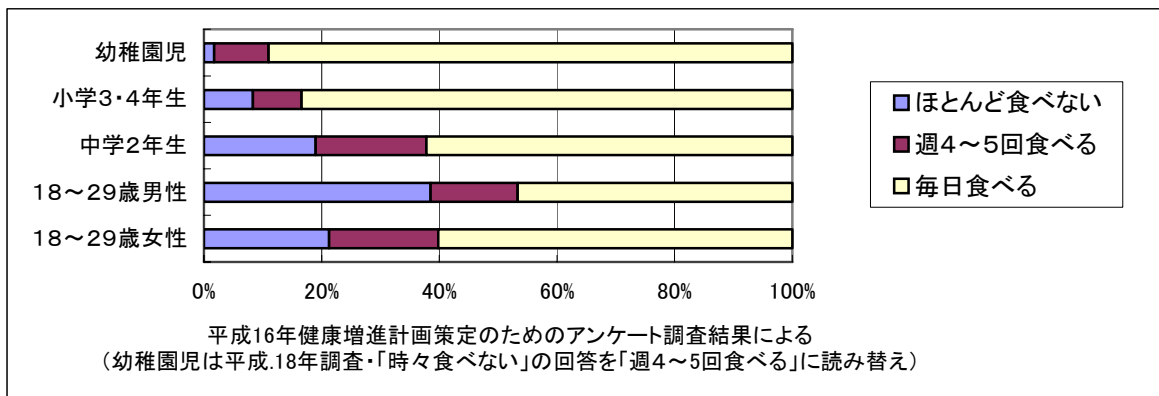


図2 東大阪市の欠食状況



- 野菜の摂取不足 -

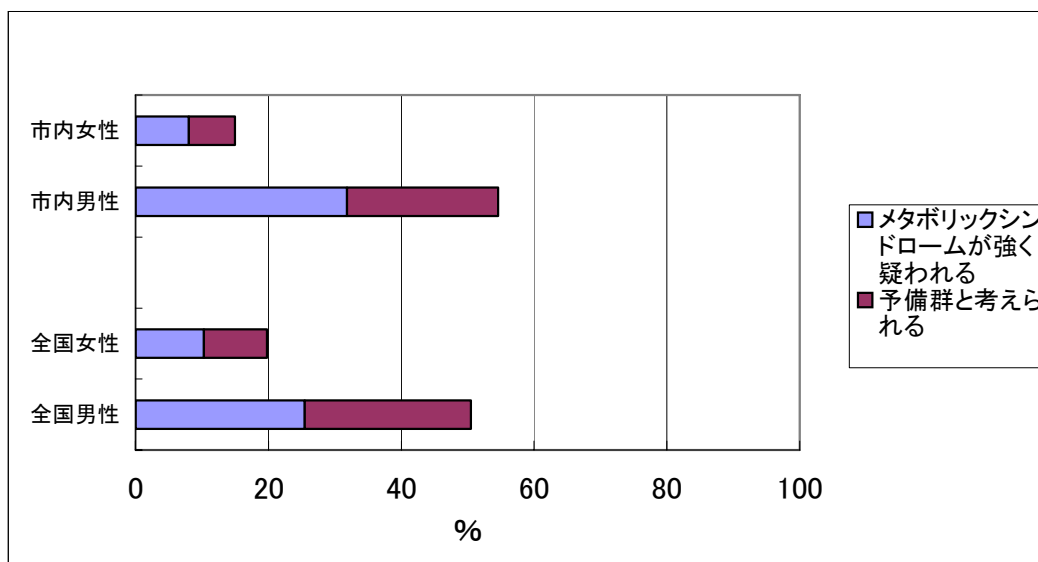
循環器疾患やがんなど生活習慣病と野菜の摂取量との関連が明らかになっており、大阪府健康増進計画「健康おおさか21」では、大阪府民の野菜摂取量の少ないことが問題とされています。東大阪市においても、青年期・壮年期のうち「野菜を一日1回、またはほとんど食べない」とする人は世代別男女別で32～46%であり、3人に1人以上が一日に1回以下しか野菜を食べていない状況です。中学2年生では「野菜を一日1回、またはほとんど食べない」人は28.5%、小学3・4年生では13.4%となっています。1回に食べる野菜の量に個人差はあるものの、摂取頻度から考えると野菜の摂取目標量350gには達していないことが推測されます。

- 生活習慣病の増加 -

メタボリックシンドローム

平成17年度東大阪市基本健診受診者の40～74歳の人のうち、メタボリックシンドロームが疑われる人は男性で31.8%、女性で8.0%でした（図3）。また、メタボリックシンドローム予備群と考えられる人は男性で22.8%、女性で7.0%でした。平成17年度国民健康・栄養調査結果では、メタボリックシンドロームが強く疑われる人は、男性25.5%、女性10.3%で、予備群と考えられる人は男性25.0%、女性9.5%であり、この結果と比べると女性はやや低い傾向にあるものの男性についてはやや高い傾向にありました。

図3 メタボリックシンドロームの状況



東大阪市：平成17年度基本健診受診者（40～74歳）

全国：平成17年度国民健康・栄養調査結果（40～74歳）

高血圧

東大阪市では壮年男性を中心に脳出血が多発している可能性が高く、その要因として高血圧未治療、低コレステロール血症、大量飲酒、多量喫煙の存在が示唆されています。高血圧にはさまざまな要因が考えられますが、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足など食生活に起因するものも関係していると考えられます。

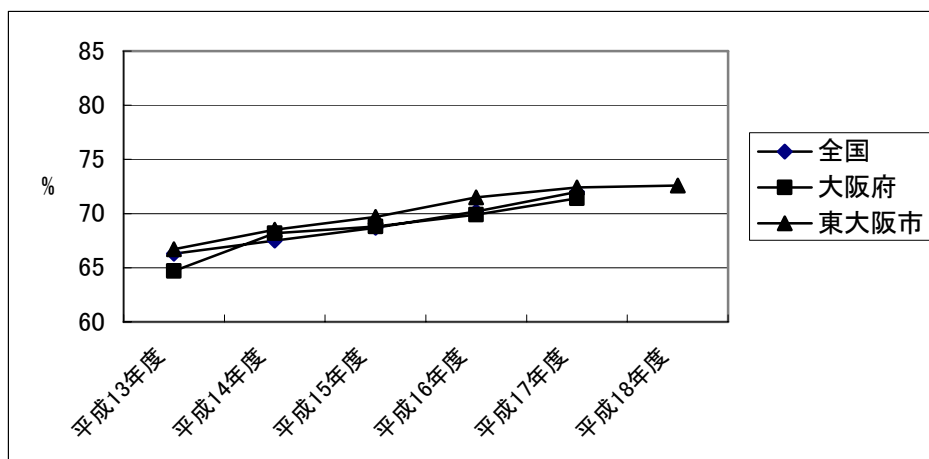
- 歯と口の健康づくり -

健康な食生活を送るためには、健全な口腔機能の育成・維持は不可欠です。「食べ方」を通して、生涯にわたって安全で快適な食生活を営むこと、口の健康を守り五感で味わえる食べ方ができること、健康な歯でよく味わうこと、これらは全身の健康づくりにつながるだけでなく、QOL（生活の質）を高め、豊かな食生活を送ることにつながります。

う歯（むし歯）を予防し、健全な歯並びを育成するために、保健センターでは1歳6ヵ月児健診、3歳児健診にあわせて歯科健康診査を行っています。また2歳時にはむし歯予測検査を行い、口腔内の衛生状態のチェックを行っています。また、歯と口の健康づくりの観点から規則正しい食生活の確立、哺乳瓶使用に対する指導、甘味食品・飲料の頻回摂取に対する指導、さらに、保護者による仕上げ磨きの勧めを行っています。

歯と口の健康づくりは乳幼児期から取り組むことが大切です。東大阪市におけるう歯のない子どもの割合は全国比較すると高い状況にあります。健康日本21で目指す目標「う歯のない子どもの割合80%」にはまだ届かない状況です（図4）。

図4 3歳児健診におけるう歯のない子どもの割合



2. 食品衛生分野

- 食の安全・安心 -

本市では、年度ごとに「東大阪市食品衛生監視指導計画」を策定し、食中毒防止対策・不良食品の排除・食品関係業者に対する監視指導・食品の収去検査・講習会等での衛生知識の普及啓発など、安全で衛生的な食品が流通するように努めています。東大阪市食品衛生監視指導計画の中では、食品等事業者、消費者、東大阪市の役割を下記のとおり定めています。三者が、各々の役割をさらに充実するために取り組んでいかなければなりません。

食品等事業者

食品等の安全性を確保する第一義的責任があり、自主管理体制の充実および的確な実施が求められています。

消費者

食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めて、適切に選択することが必要です。さらに食品等の安全性に関する施策に意見を表明するよう努めるなど、安全性の確保に積極的な参画が求められています。

東大阪市

食品等事業者が安全な食品を供給していることを確認するための監視指導や収去検査を実施します。また食品等の安全性確保に関する知識の普及や情報収集、食品等事業者や消費者の方食品衛生についてのリスクコミュニケーションを積極的に行い、施策へ反映するよう努めます。

(東大阪市食品衛生監視指導計画から抜粋)

表1 本市内で発生した食中毒事件の概要

	発生件数	患者数
平成 16 年度	4	177
平成 17 年度	4	40
平成 18 年度	5	41

東大阪市食品衛生監視指導実施結果報告

表2 本市が実施した食品関係施設の監視指導件数

	要許可業種		非許可業種	
	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
平成 16 年度	9925	4940	7133	2636
平成 17 年度	9704	5460	6295	4055
平成 18 年度	9677	5399	5997	3933

東大阪市食品衛生監視指導実施結果報告

3. 生産分野

変化する食生活と低い食料自給率

生産技術の向上と、流通経路の発展によって、国民の食生活は大きく変化してきました。加えて、国際社会のグローバル化と、農産物の輸入自由化によって、多種多様な海外農産物が食卓に並ぶようになりました。

かつて、日本の食卓の主流であった米は、消費量で、昭和 37 年度の 118.3 kg(1 人当り年間)をピークに一貫して減少しつづけ、平成 17 年度には 61.4 kgまで減少しています。麦を含めた主食的食料を見ても、米の消費の減少と同様に継続して減少するなか、畜産物・油脂類・魚介類等の副食的食料は増加傾向で推移しています。

日本の食料自給率については、昭和 40 年に 73%だったものが、平成 10 年から 7 年連続で 40%台を推移しています。これは、先進国のなかで最低レベルの数値となっています。

安心・安全な農業

腸管出血性大腸菌 O157 や牛海綿状脳症(BSE)、鳥インフルエンザなどで、食の安全・安心への関心が高まっているなか、農産物の分野でも、未登録農薬の使用や、輸入農産物への農薬残留などの問題が発生しました。

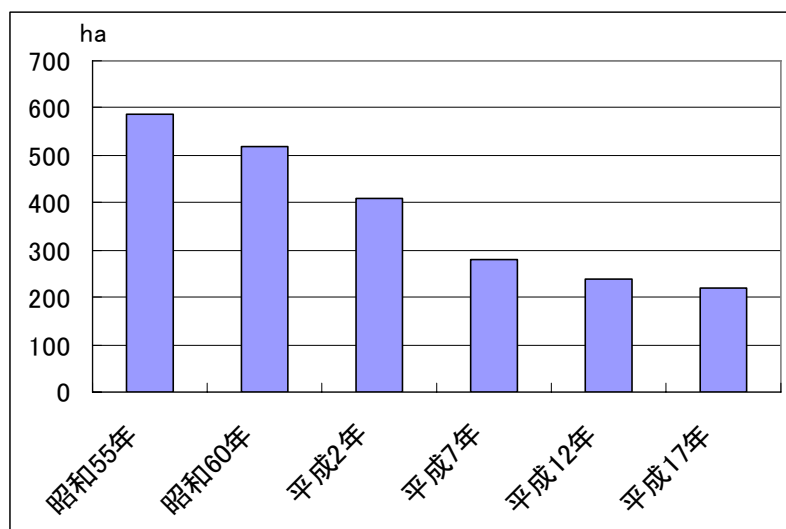
生産履歴の記帳管理や農薬取締法に基づく使用徹底の強化、石油製品の使用抑制にもつながらる有機肥料・低化学肥料栽培が着目されるようになり、平成 18 年からは、食品衛生法における残留農薬等のポジティブリスト制度が導入されました。

東大阪市の農業

肥沃な河内平野に位置する東大阪市は、元来より、水稻を中心とする農業が主流ですが、都市開発が進むにつれて、昭和 55 年に 936.7ha あった農地面積は平成 18 年には 267.4ha に減少し、農家数については、昭和 55 年に 2,149 戸あったものが平成 17 年には 753 戸となっています。

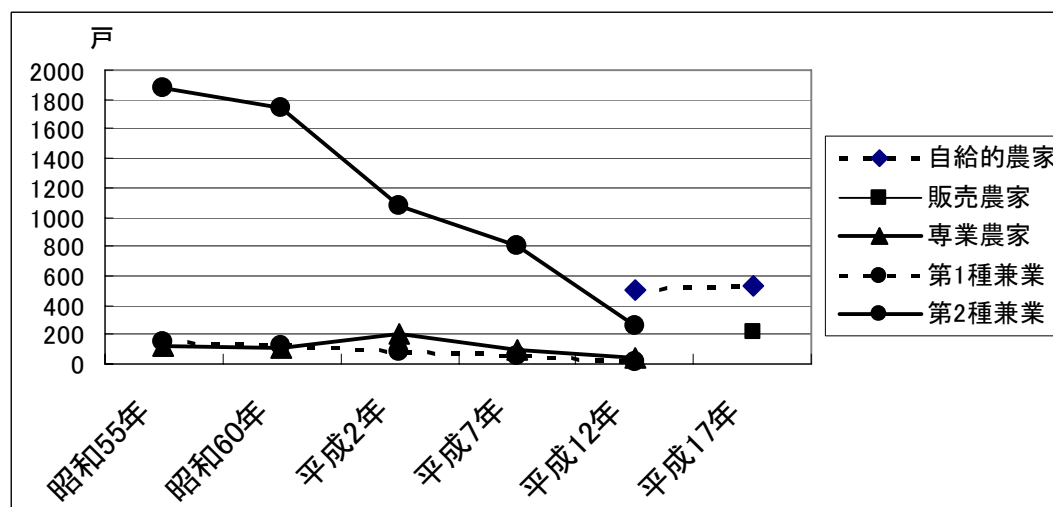
経営耕地面積も、農地面積の減少と農業従事者の減少や高齢化に合わせて年々減少し、昭和 55 年には 586.0ha あったものが平成 17 年には 221.0ha に(図 5) また、販売農家数も平成 12 年に 314 戸だったものが平成 17 年には 220 戸と減少しています(図 6)。このようななか、都市近郊という特性を生かして、大阪しろな、菊菜、ホウレン草、小松菜、ねぎといった軟弱野菜が特産物として栄えまし、玉串地区では夏菊が地域の特産物としての地位を確保しています。

図5 東大阪市の経営耕地面積の推移



世界農林業センサスおよび農林業センサス

図6 東大阪市の農家数の推移



世界農林業センサスおよび農林業センサス

4. 保育分野

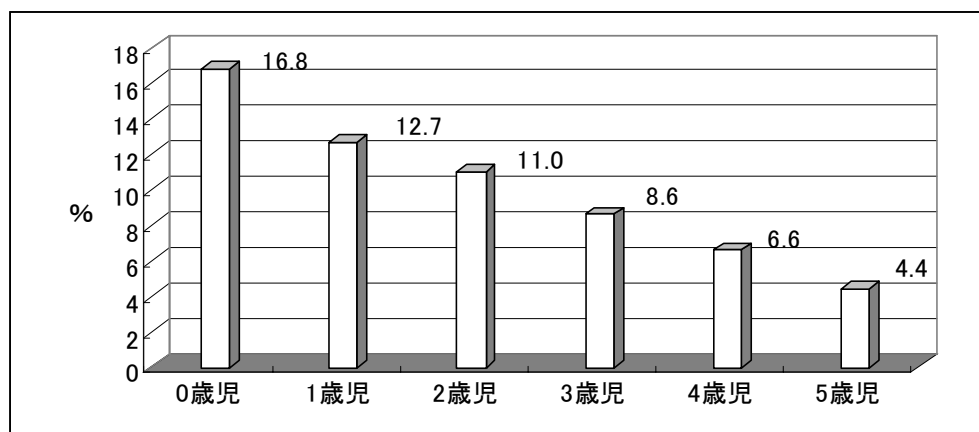
保育所(園)の食事の実施状況

乳幼児が1日の大半を過ごす保育所(園)の食事は、食事の提供だけに留まるものではなく、食材とのふれあいや食事の準備など様々な体験を通して適切な食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間性を育むなど、保育所(園)における食育の大きな役割を担っています。

東大阪市では、園児の身長や体重を基に算出した栄養目標量に沿って献立を作成し、咀嚼やくや手指の発達を促すため、調理形態や盛り付けに配慮した食事を提供しています。

また、食物アレルギーの除去食にも対応しています。

図7 平成18年度公立保育所入所児に占める食物アレルギー症児の割合

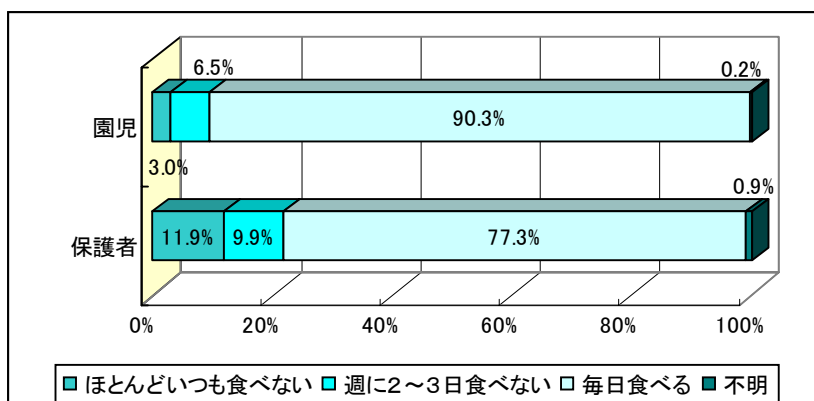


朝食欠食の状態

東大阪市の保育園児と保護者を対象に行なった調査によると、朝食を「ほとんどいつも食べない」は園児3.0%、保護者11.9%となっており(図8)、朝食を食べない理由として、「食欲がない」「時間がない」などがあげられています(図9)。また、朝食を「1人だけで食べている」は8.2%、「子どもたちだけで食べている」は19.0%となっており、乳幼児期から「孤食」傾向にあることがうかがえます。(図10)。

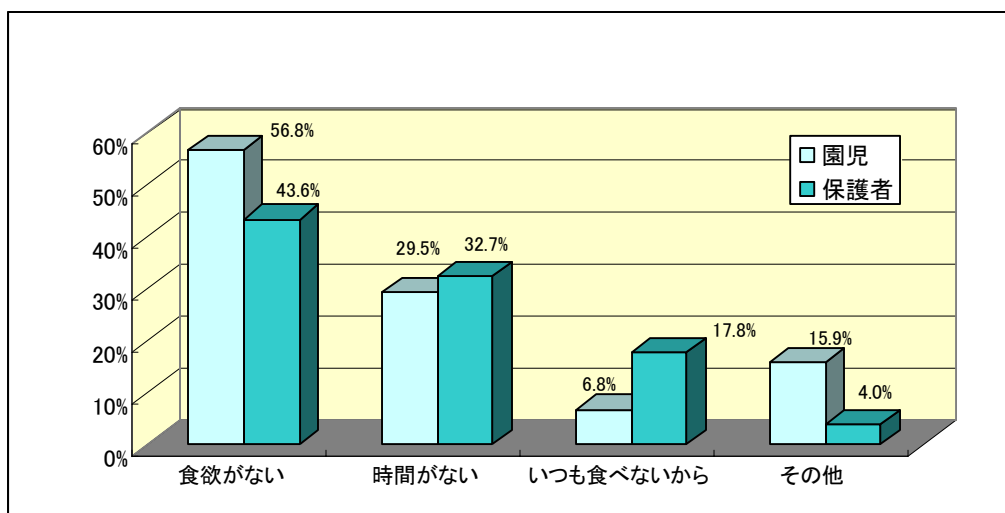
子どもの就寝時間については「10時以降」という回答が乳児29.2%、幼児35.1%となっており、就寝時間が大人にあわせてどんどん遅くなる傾向にあり、生活や食事のリズムをうまく整えられない子どもが増えてきている現状があります(図11)。

図8 朝食の欠食状況



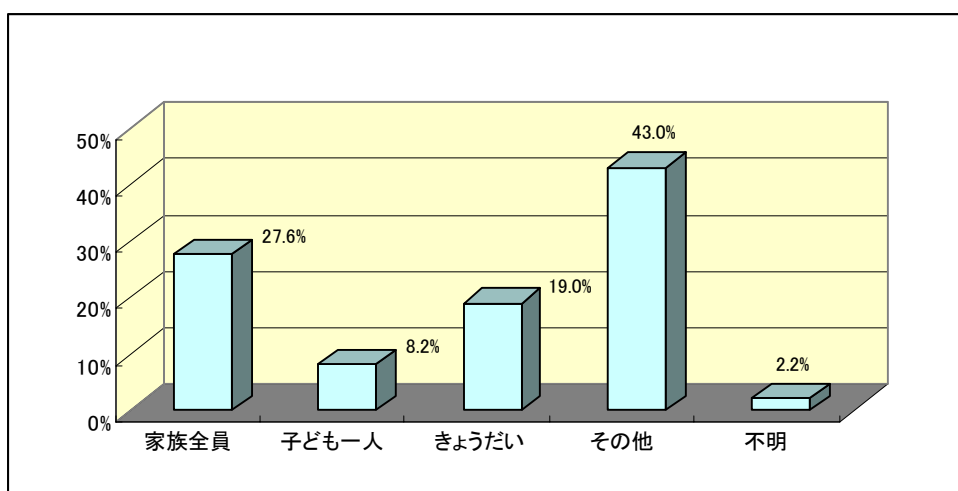
平成19年保育園児保護者対象アンケート調査

図9 食べない場合の理由（複数回答）



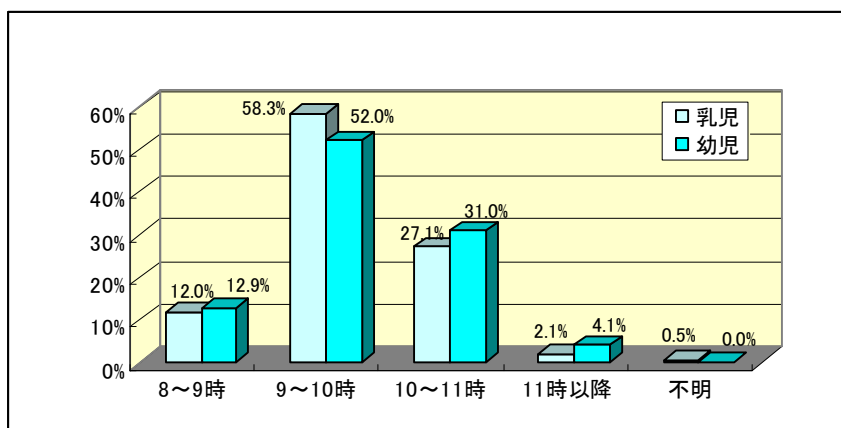
平成19年保育園児保護者対象アンケート調査

図10 朝食を食べる時は誰と一緒に



平成19年保育園児保護者対象アンケート調査

図 11 就寝時間



平成 19 年保育園児保護者対象アンケート調査

保育所(園)における食育の現状と課題

乳幼児期は、具体的な体験を通して様々なことを学ぶ、という特性を持っていることから、食材に触れる体験や調理活動、栽培活動などが積極的に取り組まれています。また、お店屋さんごっこや野菜バリバリ体操など遊びを通して食事の楽しさや大切さを伝えています。

「保育所における食育の計画づくりに関する調査」(平成 18 年 11 月厚生労働省調査)結果によると、東大阪市では食育の視点を含めた保育計画は、約 7 割の施設が作成し実践しています(図 12)。その一方、食育に関する記録を作成し、計画・実践の評価を行っている施設は約 5 割と若干低い傾向となっています(図 13)。また、保護者に食育の取り組みを伝え、理解・協力を求めている施設は約 8 割でしたが、地域に食育の取り組みを伝え、理解・協力を求めている施設は約 4 割と低い傾向にあります(図 14・図 15)。

保育所(園)における食育は日常的な生活全体を通して展開されるものであり、発育や発達に応じた豊かな食の体験を繰り返し積み重ねていくことで、子どもの食への関心が高まります。そのためには、子どもたちの活動と食にかかわる活動を関連させ、計画の作成を行い実践することが大切です。そして、内容を見直すに当たっては、実践に当たった全職員が協力・分担し、実践経過を記録しておく必要があり、その記録を基に、評価・修正し、実践の充実を図ることが望まれます。

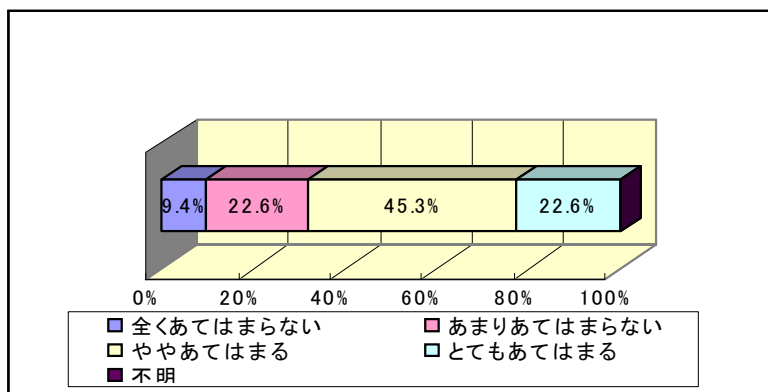
また、食育の実践を広げるため、保護者や地域の人たちと連携した食育活動の推進に努める必要があります。

栽培活動

子どもたちが園庭の畑やプランターなどを使い、じゃがいも、たまねぎ、トマト、なすなどの農産物を育てる活動をしています。食べ物が育つ過程を知り、食べ物とのつながりを実感することで、食べ物への感謝の心が育ち、また食べる意欲にもつながります。

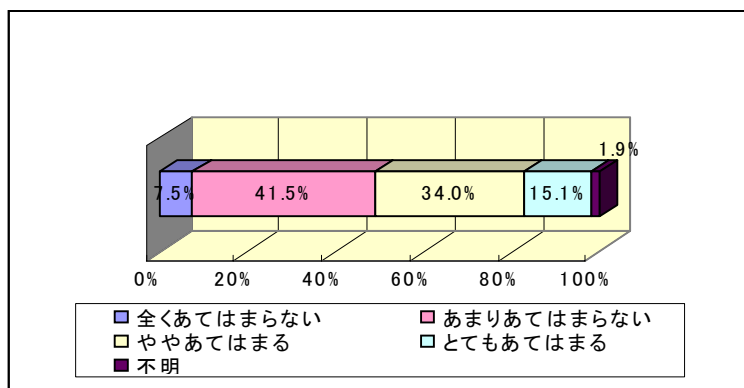


図 12 「保育計画」は食育の視点を含めて作成しているか



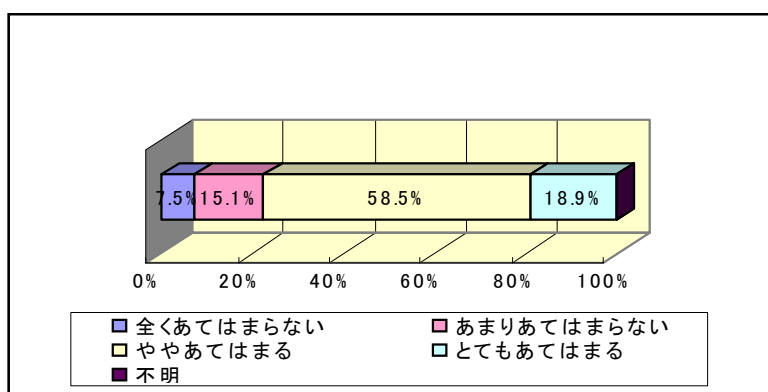
平成 18 年保育所における食育の計画づくりに関する調査（厚生労働省）から東大阪市データ

図 13 食育に関する記録を作成し、計画・実践の評価を行っている



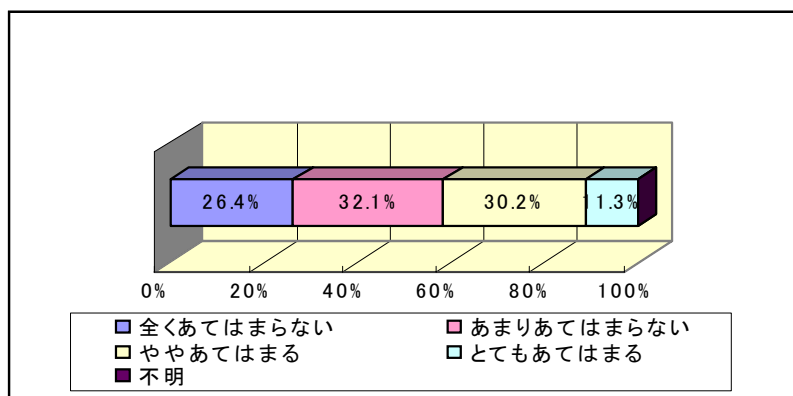
平成 18 年保育所における食育の計画づくりに関する調査（厚生労働省）から東大阪市データ

図 14 保護者に食育の取り組みを伝え、理解・協力を求めている



平成 18 年保育所における食育の計画づくりに関する調査（厚生労働省）から東大阪市データ

図 15 地域に食育の取り組みを伝え、理解・協力を求めている



平成 18 年保育所における食育の計画づくりに関する調査（厚生労働省）から東大阪市データ

5 . 教育分野

- 学校給食の現状 -

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発育・発達をめざして、バランスのとれた栄養豊富な食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図るだけでなく、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けて、好ましい人間関係を育てるなど、多様な教育的なねらいをもって実施しています。このようなことから、給食の時間は、学校における食育の大きな位置をしめています。

本市では、市立小学校児童に対して完全給食を提供しています。

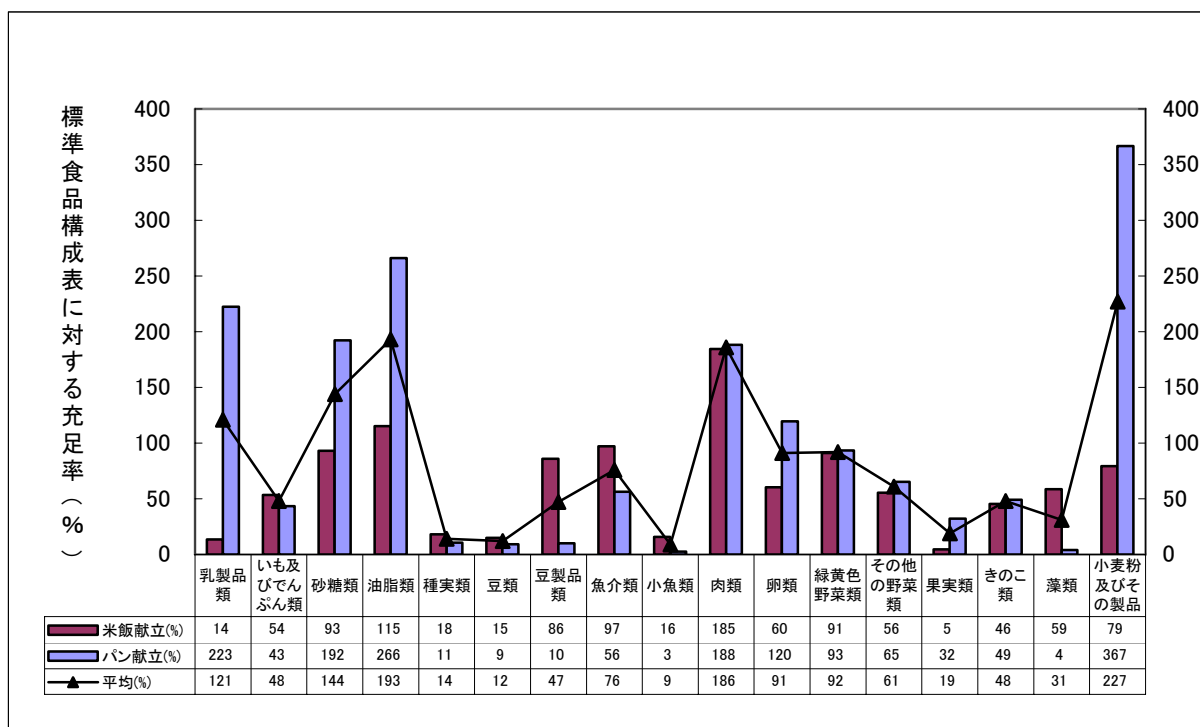
- 献立の内容 -

本市では、平成 18 年度より米飯給食を週 2 回から 2.5 回に増やし実施しています。米飯献立とパン献立を比較してみると、食材として摂りにくい豆・豆製品類、魚介類、藻類などの食材が米飯献立のほうで多く摂れています（図 16）。

今後も米飯献立を増やし、今見直されている日本型食生活の実践を進めることが求められています。

また、現在はほとんど使用していませんが、新鮮で安全な地場産野菜はもとより府内産の食材を取り入れていくことが求められています。

図 16 東大阪市の米飯献立とパン献立の食品群別充足率比較（平成 18 年度）



- 児童の朝食欠食の状態 -

大阪府の公立小学校児童を対象に行った調査（平成 15 年 10 月）によると、「朝食を食べないことがよくある」と答えた児童が全体の 8.7%存在し、学年が上がるにつれて増加する結果となっています。東大阪市内のある小学校の調査（平成 18 年 6 月）でも、学校全体で 10%程度の児童が「朝食をほとんど食べない」と答えているなどの現状があります。

問) 朝食を食べないことがよくある。 回答率 8.7%

学年別では、小学校 1 年：6.9%、小学校 2 年：7.1%、小学校 3 年：7.7%

小学校 4 年：8.5%、小学校 5 年 9.9%、小学校 6 年 12.1%

調査名「こどもの健康調査」

(大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、大阪府医師会学校医部会)

調査対象 府内公立小学校全児童

調査年月日 平成 15 年 10 月

- 学校園における食育の状況と課題 -

現在、幼稚園における食育は、お弁当の時間に学級担任が行うほか、養護教諭が中心となって進めるなど、保育活動全体を通じて行われています。また学校における食育は、学級担任や栄養教諭、栄養職員を中心として、給食の時間に学校給食を教材として活用した指導が行われているほか、家庭科、保健体育科などの教科指導や総合的な学習の時間及び学校保健活動など、学校の教育活動全体で広く行われています。

また、給食だよりや保健だよりの発行、給食試食会の開催等を通じて、学校園が家庭や地域に働きかけを行うなど、家庭・地域と連携した取り組みも進められています。

しかし、このように様々に行われている食育の取り組みは、あまり相互に関連付けられずに、それぞれ独自に行われています。食育をより効果的に推進するには、これらの取り組みを学校園として1つにまとめた「食の指導に関する全体計画」を作成し、教職員の共通理解を図りながら、学校園における食育を組織的、計画的に進めていく必要があります。

．東大阪市の食育基本コンセプト

食育基本法では、その前文において「食育を、生きるうえでの基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」としています。さらに国が策定した食育推進基本計画では、食育の推進について「生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、今こそ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならない」と定めています。

東大阪市食育推進計画では、保育所・幼稚園・小学校などの幼少の頃から「食育の基本」である食に関して正しい判断、行動ができるように食育を進めていきたいと考えています。具体的には、食に関する知識を身につけることだけでなく、農作物を育てたり、料理を作ったり、食べたりの体験をとおして食育をすすめることを重要と考え、これらを家族と一緒にこなったり、農産物生産者や食品の流通業者、食に関する専門職種、ボランティアとの交流を通じて実践できることを目指しています。食育への関心と理解を深め、食に関する知識と食を選択する力を習得するためには、健康・食に関する各種資料や関連する分野の情報、たとえば食品の安全性、栄養、食糧生産に関する情報やイベントなどの取組み状況に関する情報などを提供することが必要です。また、これらは行政や関係団体、市民が共通の認識を持つことが重要です。東大阪市食育推進計画では、この情報提供と食育関係者間の双方向の情報交換を進めることを目指します。

東大阪시는「モノづくりのまち」として有名です。これまでも、「回転寿司」「ラグビー形野菜」などが食品業界から生み出され全国に広がっていきました。市民団体からは栄養教育の媒体として「野菜ツリー」や「食事バランスガイドマグネットシート」などが考え出され、他府県からも注目され日本中で使われてきています。さらに腹囲を簡単に測れて安価に作ることができる「メタボメジャー」も作成され、市民に配布されています。積極的にアイデアが出されてきたこの「モノづくりのまち」の気概を、今後も食育に生かしていきたいと考えています。

．食育の取組み方向と目標

1．市民が取り組む食育推進 - 家庭における食育 -

従来から食に関する情報や知識、文化などは、生活に根ざしたのものとして家庭や地域の中で世代を超えて伝えられてきました。しかしライフスタイルや価値観が多様化し、また都市化した東大阪市においては核家族、単身家族も多く、食に関する情報や知識、文化がコミュニティの中で自然に伝わっていくことがむずかしくなっています。市民一人一人が意識して食育を推進していく心構えが必要となります。

- 家庭における望ましい食習慣の定着 -

乳幼児期に正しい食習慣を身につけることは、とても大切なことです。早寝、早起き、朝食を食べるなど生活のリズムを整えることが重要です。また、子どものこれらの習慣は家庭の中で形成されるため、家族みんながよい習慣をお手本として示すことが必要です。しかし残念ながら朝食を食べない習慣は、乳幼児の親世代の男性に多く見られます。家族一人一人がよい食習慣の定着を目指しましょう。

東大阪市では、よい食習慣の定着のために次のような事業を行っています。

保健センターでの育児教室・離乳食講習会など

保健センターでは、4か月児健診、1歳6か月児健診など乳幼児の時期に応じた定期健診を行っています。これらの場を利用して、野菜摂取をすすめたり朝食を必ず食べるよう指導を行っています。また離乳食講習会を開催し、食事のスタート期からおいしく楽しく食べられるよう指導を行っています。

幼稚園児対象の食育講座

保護者を介して食育を行なうことに加え、子どもに直接指導を行うことの有効性に着目し幼稚園児に指導を行っています。「エプロンシアター」「はてなボックス」「クイズ」や「紙芝居」など子どもの興味をひく媒体を使って、栄養の知識や食品の知識をあたえ、良い食習慣づくりのきっかけとなるように取り組んでいます。

- 生活習慣病を予防する -

近年、肥満や高血圧、糖尿病などが増えており、これらの生活習慣病を予防するためには、運動とともに食生活の改善が大切です。そのために野菜をきちんと食べるなど、「食事バランスガイド」を参考に適切な食生活を送りましょう。

- 家族とともに食を楽しむ -

食事は、身体の栄養だけでなく心の栄養ともなります。家族と一緒に食事をする事で、食べる楽しみがさらに増えます。ともに食事をする事でおいしさも倍増し、さらに食前食後のあいさつや食事のマナー、食への感謝も育つものです。家族そろって食事を楽しむ機会を増やすよう心がけましょう。

乳幼児だけでなく高齢者においても、誰かといっしょに食事をする事は重要な意味をもちます。「一緒に楽しく食べる」ことで食欲が増進され、栄養の改善を図ることができます。「昼食交流会」や「ふれあいサロン」など、いろいろな食の場に積極的に参加するようにしましょう。

- 歯と口の健康づくり -

健全な食生活を維持するためには「口の健康」の維持が大切です。そのためには、幼少期においては「う歯の予防」に心がけ、甘味食品や飲料のとり方に気をつけるとともに、規則正しい食生活とかむ力をしっかり身につけるための食事内容にも気をつけましょう。また、中高年期においては「歯周疾患の予防」に心がけ、口の機能を保つ方法を身につけましょう。またかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診を受けるようにしましょう。

- 食に関する情報を正しく判断する -

食育への関心と理解を深め、食に関する知識と食を選択する力を習得するためには、市民自らが健康・食に関する情報を得ようとする事が大切です。たとえば食品の安全性、栄養、食料生産に関する情報などにアクセスし、また、各種イベントなどに参加するなど、自らが積極的に活動することがもとめられています。

2. 保育所(園)における食育推進

保育所(園)における食育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、その生活の多くを過ごす保育所(園)は、望ましい食習慣や生活習慣を身につけるために、とても重要な役割を担っています。このことから、保育所(園)では保育計画に連動した食育計画を作成し、日常生活の中で食べることの楽しさや大切さを伝え、豊かな食の体験を繰り返し積み重ねていくことで、子どもの食への興味や関心が高まるように努めます。

食育活動は、保育所(園)の全職員が連携して実施するとともに、結果の記録・評価・改善を行い、より充実した食育の展開に努め、健康で生き生きとした生活を送るために重要な「食を営む力」を育てていきます。

また、家庭での食育の関心を高めるため、日ごろから子どもの食事の様子や食に関する取り組みなど、食育に関する情報の提供を行い、家庭と連携した食育の推進をはかります。

さらに、地域の食育に関する情報を常に把握し、保育所(園)、幼稚園、学校、企業・団体など様々な関係機関と連携しながら取り組む食育の推進に努めます。

保育所(園)の食事を通した食育で、力を入れて欲しいこと

* バランスのよい食事の仕方	75.6%
* 手洗いや食事のマナー	62.4%
* 自然の恵みや勤労者への感謝の気持ち	52.7%
* 食文化や食料の生産、流通、消費など	13.4%

【平成 19 年保育園児保護者対象アンケート調査】

保育所(園)での具体的な取り組み

保護者へ実施したアンケート調査やグループインタビューの結果を受けて、保育所(園)では次のような取り組みに努めます。

「寝る」「遊ぶ」「食べる」の生活リズムを大切に、おなかがすくリズムを作る。

友だちや身近な大人と「食べる楽しさ」を感じるような機会を提供する。

食事時の挨拶や食事前の手洗い、食事後の歯みがきなど、食に関するマナーや生活習慣を身につける機会を提供する。

栽培活動や調理活動など食べものに触れる体験活動を通して、食への関心や興味を育てるようにする。

保育所(園)の食事を通して、自分の体に必要な食べ物の種類や量、働きを知らせるとともに、季節の食材や行事を取り入れ、旬の食材を知り伝統的な食文化を伝えるようにする。

地元でとれた食材を取り入れ、地域の人との交流を深めるとともに、食の大切さや生産者への感謝の気持ちを育てるようにする。

保護者に対して、おたよりや懇談会などを通して食に関する情報を伝え、食の大切さを普及・啓発する。

離乳食やアレルギーなど、食に関する相談や講習会など地域の未就園児への支援を行なうようにする。

クッキング保育

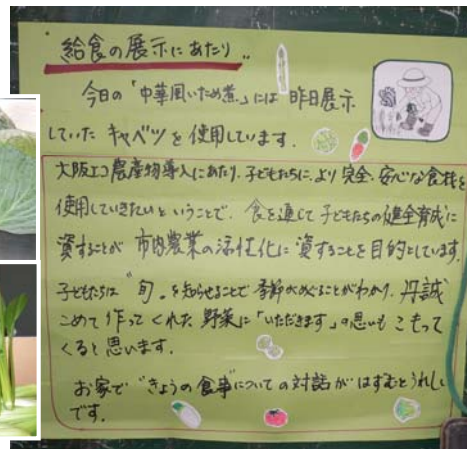
子どもたち自らが調理し、食べる体験を発育や発達に応じて行っています。食材に触れ、実際に調理する楽しさや作って食べる喜びを感じることで、食への興味や関心が芽生えます。



地場産野菜

東大阪で作られた野菜を一部の保育所(園)で月に数回使用しています。

地域の食材を地域で食べることは、旬を知り、地元の食文化を知ることへとつながり、食の大切さや生産者への感謝の気持ちを育てます。



3. 学校等における食育推進

幼稚園や小学校、中学校等の学校園では、子どもたちが食の楽しさを実感し、好ましい人間関係を育みながら、望ましい食習慣を身に付けるよう、教育活動全体を通じ、成長・発達段階に応じた食に関する指導の充実を図ります。

- 学校園教育における食育の充実 -

学校園では教職員の共通理解を図りながら食育を組織的・計画的に進めていくために、「食の指導に関する全体計画」の作成に努めます。そして教育における食育の重要性を十分に認識し、あらゆる機会や場所を利用して、積極的に食育を推進します。その推進のために、教職員の食育についての理解をより一層深める食育に係る研修等の充実に努めます。

また保護者や地域とともに食育が進められるよう、行事や給食だより・保健だより等を通じて家庭や地域との連携を図ります。更に食育推進に関する活動を行う関係機関とも連携を図ります。

- 学校給食献立の充実及び活用 -

安全、安心な食材を利用し、手作りを基本に食育の教材となるような献立を取り入れたり、地場産や大阪府内産の食材を積極的に使用するようにします。

また、食物アレルギーの児童は年々増加の傾向にあるので、今後も「食物アレルギーの児童への対応」の充実についても検討を続けていきます。

献立内容等については毎月配布している「予定献立表」や学校給食課ホームページで周知し、家庭や地域に食育に関する理解を深めていきます。

4. 地域における食育推進

地域には、スーパーマーケットなどの食品販売店、飲食店、学校、職場給食など食に関連する場がたくさんあります。こういう場では、栄養成分表示や食事バランスガイド表示により食育を推進することが可能です。また、食品の組み合わせ例やメニュー提案などポップや広告表示を使って健康情報を提供することで、さらなる食育推進が期待できます。

一方、消費者がこれらを食品購入やメニュー選択時に活用できるようになることが必要です。そのためには活用のための普及啓発もあわせて行うことが必要で、行政による広報のほか、専門的知識を有する団体での研修、食に関する地域ボランティア団体に対する研修などを通して普及啓発を図るなどが考えられます。

- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践 -

生活習慣病を予防するために、保健センターでは健康教育や健康相談の場において、子どもから高齢者までそれぞれ各人に応じた食事のとり方について指導を実施します。米を中心に魚・肉・大豆製品・野菜など、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践をめざした情報提供を行います。

- 「食事バランスガイド」の活用促進 -

食生活改善推進員や地域活動栄養士の活動を通して、食事バランスガイドの普及啓発を進め、市民がそれらを利用できるよう支援します。また、職場給食などでは「食事バランスガイド」をつかったメニュー表示をすすめ、利用者への情報提供も合わせて行えるよう支援します。スーパーマーケットなどの食料品販売店では、食品の組み合わせ例やメニュー提案など市民が手軽に健康情報を入手できるように支援します。

食事バランスガイド

1日の食事で「何を」「どれだけ」食べたらいいかを示したもので、形はコマのイメージです。食事バランスが悪いコマは倒れてしまいます。自分にあった量を知り、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つのグループの料理をバランスよく選びましょう。

東大阪市食生活改善推進協議会では大型タペストリー（右図）を作成し、普及啓発を図っています。



- 地域での活動の場における食育推進 -

地域には「子育てグループ」や「ふれあいサロン」など乳幼児から高齢者までいろいろな年齢層ごとに集まる場があります。また学校単位でも PTA など集まる場があります。これらの場をとらえ、食育に関する啓発を行い、市民の主体的な食育の取り組みを積極的に応援します。

- 地域での人材育成 -

市内には食育に関して専門的知識を有する人材や団体が数多く存在します。こういった人材や団体を発掘し、または既存の団体については育成し、活用することで多方面の食育活動が推進されるよう目指します。

- 特定給食施設等における食育推進 -

事業所や老人福祉施設、大学の学生食堂などは、その特徴から特定給食施設またはそれに準ずる施設として特別な栄養管理が求められています。利用者に対して個別の栄養管理が行われたり、楽しくおいしい食事提供が進められたりしています。より一層健康に配慮したメニューの提供や、栄養・食生活に関する情報提供が行われるよう支援します。

特定給食施設では給食利用者の健康管理の一環として、栄養・食生活に関する情報提供や健康管理支援のための取り組みが行われています。



- 飲食店における栄養成分表示の推進 -

東大阪市では平成 7 年度から「東大阪市外食栄養成分表示事業」をすすめ、平成 18 年度末で 241 店の栄養成分表示店があります。これらの飲食店では、メニューの栄養成分表示だけでなく、ヘルシーメニューの提供などにも取り組んでいます。食育推進の一環としても飲食店における栄養成分表示事業をすすめます。

5. 生産分野における食育推進

農業体験・学習交流の推進

当たり前のようにあった「農」が都市化によって減少し、身近に体感できなくなりました。

遊休農地の活用と、生産者や地元農業団体の協力のもと、次代を担う子どもたちを主体にした、生産体験、生産者・農業関係者との学習交流を、関係団体が連携して推進します。

生産から収穫までを体験してできた農産物を、自ら食することで農業や食の大切さへの理解を深められるよう、学校等での体験農業を推進します。

生産者や農業関係者による農業学習や交流を推進します。

生産者団体、消費者団体、事業所、地域団体などとの連携により、消費者、家族、活動団体などによる産地体験などを通じて、農業への理解の促進と地元野菜の消費の促進を推進します。

福祉農園、市民農園利用者などに対して、農作物の楽しく正しい栽培方法を知ってもらうことで、農への理解の促進を図ります。

地産地消の推進と農空間の活用

都市化が進む東大阪市ですが、都市圏という立地条件を利用して、軟弱野菜など新鮮野菜を供給するとともに、景観形成作物栽培や市民農園など、市民の憩いの場を提供する役割を担っています。

農業協同組合（以下、「JA」といいます。）朝市直売所の開設や、スーパーマーケットとの連携などで、地元新鮮野菜が地域住民に届くようになっていますが、学校、保育所、飲食店などに地元野菜を届ける仕組みづくりや、消費促進につながる環境づくりを、関係団体と連携しながら推進していきます。

地元新鮮野菜が市民の食卓に広く届くように、JA、スーパーマーケット、生産者とも連携して、朝市直売所の設置や、直売所マップづくりを推進します。

保育所、幼稚園、小学校などの給食食材に、地元新鮮野菜を活用できるよう、仕組みと環境づくりを推進していきます。

農業祭りやイベントを通じて、農業者と消費者の交流を図り、農業への理解と新鮮野菜の普及に役立てます。

東大阪市農産物展示品評会の開催を通じて、市内農産物の啓発と普及に役立てます。

地元野菜のおいしさを体験する取組や、楽しく調理できるレシピ作りなどを推進します。

安全・安心な農産物づくり

食に対する安全・安心への意識が高まっています。大阪府は、減農薬減化学肥料の栽培

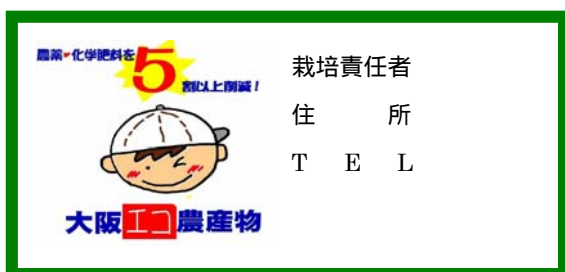
をすすめるため大阪エコ農産物認証制度を設立していますが、東大阪市も平成 16 年 1 月から協議会を設置して推進しています。

また、JA では生産履歴活動をすすめていますし、JA グリーン大阪では「安全な食と農の研究会」を設置し、生産者の意識改革と消費者への安全な食の提供に努めています。

環境と体に優しい農業を、関係団体と連携して推進します。

化学肥料・農薬の使用を従来よりも半減させようとする「大阪エコ農産物」の普及・啓発を推進します。

農薬を安全に使うことは、人の安全を守ることに直結することとして、生産者や市民農園利用者はもとより、事業所、住民への啓発活動を推進します。



大阪エコ農産物認証制度とは、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の 5 割以下に削減して栽培された農作物を、府が市町村等と連携して「大阪エコ農産物」として認証する制度で、認証された農作物には原則として、左記の認証マークを、貼付して出荷・販売します。

6 . 関係団体における食育推進

食育は、健康、食品衛生、生産、保育、教育、消費者など様々な分野が連携して取り組むことが大切です。市内には各種の分野における多数の団体が存在します。これらの団体は、これまでも団体どうしの連携や行政との連携のもと食育推進活動に取り組んできました。東大阪市は、これらの団体がこれからもさらに食育の輪を広げ活発な活動を進められるよう支援するとともに、各団体間のコーディネートを行います。

- 東大阪市食生活改善推進協議会 -

食生活改善推進員養成講座修了者で組織された食のボランティア団体です。親子が一緒に取り組む「おやつ教室」や「親子ふれあいクッキング」で食育をすすめています。また、毎年 8 月には「野菜バリバリ朝食モリモリ推進キャンペーン」を大型スーパーマーケットで実施し、10 月には「食生活を考えるつどい」を主催したり「東大阪市健康まつり」に他団体とともに参画するなど、参加型イベントで食育をすすめています。「食事バランスガイドマグネットシート」や「野菜ツリー」「食事バランスガイド大型タペストリー」「食事バランスガイドパズル」など独自に開発した媒体も数多く、他府県からも注目され日本中で使われてきています。

平成 19 年度からは東大阪市食育推進事業を受託し、乳幼児からお年寄りまで広い対象者に食育をすすめていきます。

- 東大阪地域活動栄養士会 -

栄養士免許を有する市民で組織され、資格を生かした食育推進活動を目指しています。幼稚園 PTA を対象に講義や調理実習を行ったり、糖尿病予防のためのメニューを考え糖尿病食事学習会を実施するなど、保健所と連携し食育をすすめています。また、地域リージョンセンターでの健康料理教室など地域からの依頼を受け、生活習慣病予防、メタボリックシンドロームの予防といった健康管理の面からも活動を行なっています。

平成 19 年度からは東大阪市食育推進事業を受託し、地域の健康増進をめざして活動をすすめていきます。

- 東大阪市消費生活団体協議会 -

消費者の生命とくらしを守るため、構成団体及び個人が一致して消費生活についての研究や知識の普及、情報提供を行うとともに、より適切な消費者運動の実践を展開または助長して、消費者の生活安定と向上を図り、もって消費者主権の確立を期することを目的としています。

平成 19 年度事業として、食の安全、安心に関する 食品添加物 食品表示 食育についての学習などを行っており、今後も積極的にこれらの活動を進めます。

- (社)大阪食品衛生協会東大阪市東・中・西支部 -

支部に所属する食品衛生指導員が中心になり、市内の食品関係施設に対して食中毒や不良食品等の事故発生予防に関する知識の普及啓発により一層努めていきます。

東大阪市私立保育会

食育基本法に基づき子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには何よりも「食」が重要であるということを認識し、今改めて食育を生きる上での基本ととらえ、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な実践や講習会等を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力などを習得することを活動の柱とします。

- 東大阪市 P T A 協議会 -

市立幼稚園 19 園、小学校 54 校、中学校 26 校でそれぞれ保護者と教職員を会員とした「単位 P T A」が組織されています。この単位 P T A が集まって「東大阪市 P T A 協議会」を組織し、5 つの「常置委員会」が中心となって研修会をはじめ「単位 P T A」間の連携・協力を図りながら、全市的な規模の活動を行っています。また市域が広範囲で、学校園の

数が多いため、市内を4つのブロックに分けてブロック連絡会を設けています。

子どもたちの食生活の偏りや朝食摂取率の低下が増加し、同時に子どもの心身の発達の上からも憂慮すべき事態が現れつつあると言われている中で、日本PTAにおいては、平成19年度の全国大会で「生活習慣を見つめ直し、健康について考えよう」というテーマで料理研究家を招き講演が行われました。

子どもたちの健康を考えていくために大人たちが今何をしなければならないのか、今後市PTAとしても「食育」に関する研修を行い健康増進を考えていきます。

東大阪市農業委員会

農業者の公的代表として公職選挙法により選出された農業委員により構成される農業委員会は、農地法に基づく業務のほか、農政対策や農地の流動化、農業者等への情報提供を行っています。

食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭・学校・社会教育等を通して行う全般的な食育活動を支援していきます。

JAグリーン大阪

近年、社会経済構造が大きく変化する中において、食生活を取り巻く環境も欧米型の「ファストフード」へと変わってきました。これに伴い、消費者の「食の安全・安心」や「スロ・フード」への関心はかつてないほど高まり、「食に関する知識・判断力」を身につけるための食育が各方面で取り組まれています。

JAグリーン大阪では、生産者や消費者また児童と、それぞれの立場に立った食育を展開しています。また、JAの農産物直売所フレッシュ・クラブや各支店で実施している朝市においては、環境にもやさしい「大阪エコ農産物」を推進し、生産者と消費者を「食の安全・安心」でつなぐ、地域貢献にも取り組んでいます。

【生産者や消費者の立場に立った食育の実践事例】

定期的にフレッシュ・クラブや朝市において、地元の野菜を食材にした伝統的な日本型食生活の「レシピ」を作成・配布し、栄養バランスのとれた食生活の改善を推進しています。

また、地元の野菜を消費者に食していただく、生産者と消費者の交流の場を設けています。交流会においては、生産者が消費者に野菜を生産するにあたり、安全・安心に配慮していることなどを説明され、また、消費者から生産者に対しては、疑問に思うことを聞かれるなど、活発な意見の交換がされています。

【児童の立場に立った食育の実践事例】

農業体験を通じて、「農業は大事である、食べ物大切である」などを体で感じ身につけてもらうことが、「心の豊かさ」に通じると考えています。食育を推し進めるため、営農研究会や組合員が実践されている農業体験を支援しています。

英田（あかだ）支部営農研究会では、毎年、英田南・北小学校と英田幼稚園、島之内保育所の児童・園児など約 900 人前後を招待し、ジャガイモ堀りを行っています。また、英田南・北小学校の 5 年生 270 人前後を招き、稲作実習田にて「田植え」「かかし立て」「草取り」「稲刈り」などを行い、お米の大切さを子供たちに伝えています。

意岐部（おきべ）支部営農研究会では、意岐部小学校児童を対象に「大根づくり」などの農業体験を指導しています。また、平成 18 年には J A 全中が主催する「農業体験・作文コンクール」にて、意岐部小学校 2 年生の児童が全中会長賞を受賞しています。

楠根支部営農研究会においては、毎年、楠根地区の小学校の 5 年生 270 人前後を招き、稲作実習田にて「田植え」「稲刈り実習」を開催しています。

今後も J A では、食育は命の源である「食」「農」の大切さを自ら考え、自ら判断する力を身につける学習の場と認識し、拡充を図って参ります。

J A 大阪中河内

J A 大阪中河内は、全国段階の「食農教育プラン」に基づき、食と農の体験・教育・交流にかかる取組をすすめてゆきます。

その中で、安全・安心な農産物の提供に向けて、生産履歴記帳運動や法令順守の徹底、減農薬・減化学肥料農業を推進しながら、地産地消をめざした朝市・直売所の開設・拡大で地域住民との接点を広げ、食農教育へは、食と農の教育フォーラムへの参画や、バケツ苗の提供、学校給食への食材の提供、農家組合員による教育現場での協力に対する支援、営農指導員や生活指導員の派遣などをすすめています。

また、営農指導機能強化方策に基づき、「地域農業の振興」「安全・安心・新鮮な農産物の提供」を基本として「食・農・環境」を次の世代に残せる取り組みを進めています。

- 東大阪市集団給食研究会 -

給食を提供している施設で組織され、栄養的、衛生的に優れた給食を提供することに加え、給食利用者に対し、食の情報発信ができるよう給食従事者に対し研修を行っています。また、施設間の情報交換を行ったり食育推進媒体の貸出を行ったりなど、効果的に食育推進が行なわれるよう支援しています。また保健所が行う食育推進のコンクールにも協賛しています。

- 市内の大学等における食育 -

市内には、栄養士養成コースや管理栄養士養成コースを持つ大学・短期大学部があります。これらの学校では専門知識をもった教員が、市民を対象に食に関する講座を開催しています。子どもを対象にした食育講座を開催したり、国、府、市などの関係機関がおこなう食育事業に参加したりする大学も次第に増え、これらの事業には学生が関わることが多くなってきています。その内容も講義だけでなく調理実習や体験を盛り込んだ内容が増加

しつつあります。将来食に関わる仕事につく学生にとって、市民と直接接することで自分たちの学びを確認し、地域資源との連携をはかるインターンシップの場にもなり、今後食育の重要性を認識するきっかけになっています。

- 市内医療機関における食育 -

市内には多くの病院・診療所・歯科診療所および、これらから組織される医師会、歯科医師会等の団体があります。これらの医療機関および団体では保健センターで行われる健診や医療機関に市民が受診する機会をとらえ、メタボリックシンドローム予防のための食生活、運動習慣や、う歯や歯周病予防のための歯磨き指導など、「健康づくり」のための情報発信を行っています。また、診療活動においてのみならず、健康まつりをはじめ様々な健康イベントにおいても生活習慣病予防や口の健康の大切さを広く市民に周知する活動を行っています。

- 市内の事業所等における食育 -

東大阪市には食品会社や食品関連会社、事業者が多数ありますが、それぞれの事業者で食育に積極的に取り組むところが増えてきました。東大阪市に本社のある食品メーカーでは、「食べることや健康の大切さ、作ることの楽しさを伝えます」をコンセプトに食育を推進しています。小中学校での出張授業や、幼稚園・保育園でのクッキング事業を応援するなどの事業を全国展開し、「地域に根ざした食育コンクール 2006」で特別賞を受賞しています。

また、あるスーパーマーケットでは、クッキングサポートコーナーや、健康づくりのネットワークを活用した事業を展開していく食育モデル第 1 号店として、東大阪市内の店舗を選んでいきますし、他のスーパーマーケットでは、市などが実施する食育イベントなどに連動したキャンペーンを同時開催するなど積極的関わりをもちながら食育をすすめています。食育を考えたメニュー提案を積極的に行うスーパーマーケットも増えてきました。

あるファミリーレストランでは、「健康応援バイキングレストラン」という新しい食育モデルの店舗を東大阪市内で展開しています。全国展開をしている会社で食育事業に取り組むケースは多くみられるようになりましたが、そのモデルケースとして東大阪地域が選ばれることも増えていきます。

7 . 食育推進運動の展開

食育推進のためには、まず食育について市民に広く知ってもらうことが大切です。食育に関するトータルな情報を、様々な方法で提供します。

- 食育のシンボルマークの募集 -

東大阪市の食育に関する情報にはシンボルマークをつけて提供します。この食育のシンボルマークは市民から広く募集することとし、食育に関しての関心を高めます。

- イベントの開催 -

6月19日の食育月間、食育の日を広く周知し、積極的な「食育」の普及啓発に努めます。

食育イベントの様子（平成19年度）



- 市政だより、ホームページやケーブルテレビによる情報提供 -

市政だよりにより定期的に「食育」に関する情報を掲載します。また、ホームページやケーブルテレビなどでも積極的に食育に関する情報を提供します。またこれらにはシンボルマークをつけて提供し、「食育」の定着を図ります。

- 食育に関する媒体の貸出 -

食育に関する視聴覚媒体や体験型の媒体などの貸出を行い、市民や関係団体による食育活動の支援を行ないます。

- 食育活動への支援 -

地域や職域で食育活動を行なおうとする市民や関係団体に対し支援するとともに、各団体間のコーディネートを行います。

8．食文化の継承活動および支援

東大阪市域では、昔、生駒山麓の水車を利用した製菓業や製粉等がさかんな地域や、川や池の雑魚を畑で採れた作物といっしょに炊いた「じゃこ豆」「フナの昆布巻き」等の郷土料理をよく作っていた地域がありました。

ところが大和川の付け替えの後、河内もめんの栽培が盛んになり、水路も発達して食材の運搬が容易になる等環境の変化もあり、栽培するより購入することが増えていったように思われます。

しだいに郷土料理も衰退するなか、消えゆく伝統食を後世に伝えていく活動として、郷土料理復活の試食交流会などが行われています。

- 保育所（園）・学校給食の取組み -

献立に、伝統料理や伝承料理を取り入れ、行事食や旬の食材も取り入れて給食内容の充実を図ります。

また、地域の食材を使った料理を味わうことで郷土への親しみが持てるよう、積極的に地域の食材を取り入れるようにします。

栽培活動や調理体験を通して、食材に対する知識と関心を深める場を提供していきます。

- ボランティア活動における取組み -

地域においては食生活改善推進員などが伝統的な郷土料理の継承を目的に、料理教室の開催、レシピ集の発行、イベントにおける料理展示などに取り組んでいます。これらの活動を支援し、また、広報紙などで積極的に情報提供します。

9．食の安全・安心に関する情報提供の推進

- 食品の安全性確保の推進 -

東大阪市は、市内に流通する食品の安全性を確保するために、食品関係施設の監視指導を強化していくとともに、消費者の方への食品に関する知識の普及啓発としてリーフレットやホームページ、市政だより、講習会を通じて情報提供を推進していきます。

また、消費者意識の高揚を図るため、消費者関係団体等とより一層の連携を図り、学習機会の場の提供に努めていきます。

さらに、行政施策に反映するための食品等事業者や消費者の方との意見交換（リスクコミュニケーション）を必要に応じて実施するとともに、「東大阪市食品衛生監視指導計画」を策定するに当たっては、パブリックコメント方式により広く意見を求めています。

10. 目 標 値

	目標項目	現状値	目標値 (平成 23 年度)	備考
1	食育に関心を持っている市民の割合	91%	95%	平成 18 年食育に関するアンケート調査結果
2	朝食の欠食率	保育園児 3.0% 小学生 8.1% 中学生 19.0% 青年期男性 38.5%	保育園児 1.5% 小学生 4% 中学生 10% 青年期男性 25%	平成 19 年保育園児保護者対象アンケート調査 平成 16 年健康増進計画策定に関するアンケート調査結果
3	野菜を一日 1 回またはほとんど食べない人の割合	小学生 16.8% 中学生 28.5% 青年期男性 45.9%	小学生 5% 中学生 10% 青年期男性 20%	平成 16 年健康増進計画策定に関するアンケート調査結果
4	学校給食における大阪産農産物利用割合	0.1%	5%	平成 19 年 1 月現在
5	食事バランスガイドを参考に食生活を送る割合	19.5%	40%	平成 18 年食育に関するアンケート調査結果
6	メタボリックシンドロームを認知している市民の割合	58.0%	90%	平成 18 年食育に関するアンケート調査結果
7	飼育・栽培体験を実施している保育所(園)・幼稚園等の割合	保育所(園) 91.4% 幼稚園 100% 小学校 100%	保育所(園) 100% 幼稚園 100% 小学校 100%	平成 19 年 10 月現在 平成 19 年 10 月調査
8	食に関する指導の全体計画を策定している小学校の割合	3.4%	100%	平成 18 年度
9	家庭における食中毒の発生件数	0 件	0 件	平成 18 年度

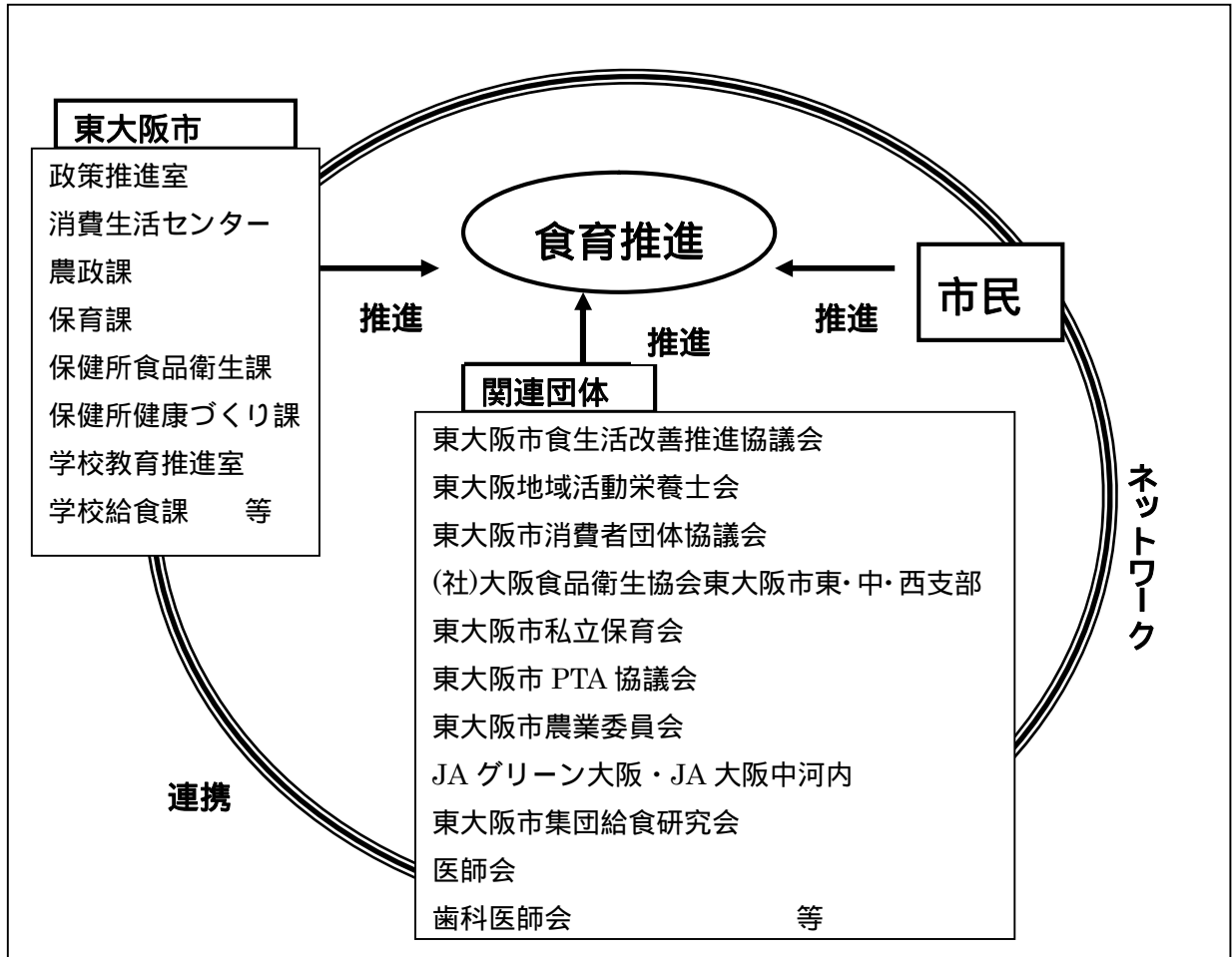
10	外食栄養成分表示店	241 店	400 店	平成 18 年度末現在
11	適正体重を知っている人の割合	87.7%	95%	平成 16 年健康増進計画策定に関するアンケート調査結果
12	外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする割合	52.5%	80%	平成 16 年健康増進計画策定に関するアンケート調査結果
13	食事づくりのお手伝いをする小学生の割合	80.1%	95%	平成 16 年健康増進計画策定に関するアンケート調査結果
14	毎日家族のだれかといっしょに食事をする割合	小学生 95.9% 中学生 78.9%	小学生 100% 中学生 90%	平成 16 年健康増進計画策定に関するアンケート調査結果
15	家庭で食べ物が話題になる割合	89.6%	100%	平成 19 年保育園児保護者対象アンケート調査
16	行事食を家庭で作ったり食べたりする割合	77.1%	90%	平成 19 年保育園児保護者対象アンケート調査

．推進体制と計画の進行管理

1．推進体制

食育の推進は、健康、農業、衛生そして教育など様々な分野が連携・協働して取り組んで行くことが重要です。地域に定着した食育推進および他団体との総合的な推進を展開することが、地域力の向上につながります。市、関係団体および市民が協働で、それぞれの役割を認識して食育を推進し、ネットワーク化を図り総合的に食育の取り組みを進めます。

図 17 食育の推進体制



2．計画の進行管理等

本計画に係る取り組みについては、市広報紙「市政だより」及び市ホームページ等において随時公表します。

．用語解説

栄養成分表示

市販食品、外食料理においてエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルなどの栄養成分について、その食品の包装材、料理メニュー表、飲食店内等に表示を行うこと。市販食品の栄養成分表示については健康増進法の栄養表示基準制度により表示方法が定められている。

牛海綿状脳症（BSE）

1986年に英国で初めて報告された牛の病気。BSEにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから、牛海綿状脳症と名づけられた。

景観形成作物

米の生産調整から休耕田が増加しているが、休耕田は放任すると病害虫や雑草の発生源になり、景観も悪化する。景観向上を目的としてコスモスやヒマワリなどが水田転換畑で栽培されている。農地性の維持と合わせて、都市・農村の景観づくりをも保全していこうとするもの。

食事バランスガイド

厚生労働省と農林水産省が共同で「フードガイド（仮称）検討会」を設けて検討を進めてきたもので、食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくコマのイラストで示したもの。平成17年6月に公表された。一日分の食事を表現し、食事のバランスが悪いと倒れてしまうことを表現している。ヒモで嗜好品をあらわし、運動で勢いを加えることにより回転が維持されることも表現している。

食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をモットーに健康づくりのための世話役、案内役として元気で活力のあるまちづくりの推進役となってくれるボランティア。

食に関する正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、家族、近隣の住民参加をうながし、継続的に食生活改善を中心とする組織的な活動を進めている。

食品表示

おもな関連する法律は、食品衛生法、JAS法、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、健康増進法である。食品衛生法では健康の保護を目的とし「添加物、アレルギー」等の表示、JAS法では農林物質の規格や品質の適正化を目的として「原産地」等の表示、景表法

では不当な表示を規制している。また健康増進法では栄養成分等の表示に関する基準を示している。

食物アレルギー

ある種の原因食物を摂取した後に免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が皮膚や消化器、呼吸器などにひきおこされることをいう。皮膚症状にはかゆみ、じんましん、湿疹、消化器には腹痛や嘔吐、下痢などが、呼吸器にはくしゃみや喘鳴などがある。原因物質には卵、乳製品、小麦、甲殻類、果物類、そば、魚類など多様なものがある。

生活習慣病

日常生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」とされている。高脂血症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、ガンなどが代表的。

地産地消（ちさんちしょう）

地域で生産された食物をその地域で消費するという考え方をもとにする取り組み。直売所を利用した地域産物の販売や、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動、給食への利用などの取り組みが行われている。

腸管出血性大腸菌 O157

大腸菌のうち O157 は、腸管に出血を起こす「ベロ毒素」という毒素を産生することが多い。食肉などを介して感染し、時には致死的な症状を引き起こす場合もある。少ない菌数で症状を引き起こしヒトからヒトへの感染を起こしやすいため、感染症として指定されている。

適正体重

体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）で求められる BMI（体格指数）をひとつの目安とすることができる。25 以上を肥満、18.5 以上 25 未満を正常、18.5 未満をやせと判定する。BMI22 が最も疾病の少ない値とされ、身長（m）×身長（m）×22 で求められる体重が適正体重とされる。

鳥インフルエンザ

鳥類がかかる A 型インフルエンザの一種。感染した鳥類が全身症状などの特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼び、鶏、七面鳥、うずらなどが感染すると大量死することもある。生きた病鳥や内蔵、排泄物に接触することで、鳥から人間にも感染し、発病した場合の致死率は 5 割を超える。

日本型食生活

日本の食事は、ごはんを中心として、大豆や野菜、魚などを副食として摂取することが多かった。これらに乳類を含む畜産物や、果物を組み合わせることにより、供給熱量を占める PFC (たんぱく質・脂質・炭水化物) 比率のバランスが適正に保たれていた。しかし、近年では欧米型の食事や脂質の多い食事を取る機会が増え、PFC バランスも崩れつつある。

ポジティブリスト制度

一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度。平成 18 年 5 月の食品衛生法改定により施行された。すべての農薬・動物用医薬品・飼料添加物について加工食品を含むすべての食品が規制対象となった。残留基準を超えた食品の販売等は原則禁止とされる。

メタボリックシンドローム

お腹のまわりの余分な内臓脂肪が血糖、血中脂質、血圧をあげ、動脈硬化が急速に進行し、重大な疾病を引き起こす。男性の場合は腹囲 85cm 以上、女性の場合は腹囲 90cm 以上であり、次の 3 項目中 2 つ以上の項目に該当したらメタボリックシンドロームと判定する。
血糖：空腹時血糖値 110mg/dl 以上、またはヘモグロビン A1c5.5%以上。血中脂質：中性脂肪値 150mg/dl 以上あるいは HDL コレステロール値 40mg/dl 未満。血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上、拡張期血圧 85mmHg 以上

リスクコミュニケーション

あるリスク (健康危害の程度と確立) について直接、間接に関係する人々が意見を交換することにより、正確な情報を共有し、相互に意思の疎通を図ること。